

## 指定管理者候補者選定要領について

平成17年5月31日  
市長公室

### 1 要領の趣旨

市の公の施設の指定管理者の指定に当たり、公募に応じ指定申請のあった法人その他の団体の中から指定管理者候補者を選定するため必要な事項を定めるものである。

### 2 指定管理者指定までの日程(予定)

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 公募の開始      | 平成17年8月  |
| (2) 候補者の選定     | 平成17年9月  |
| (3) 選定結果の通知・公表 | 平成17年10月 |
| (4) 指定管理者の指定議決 | 平成17年12月 |
| (5) 指定の通知      | 平成18年1月  |

### 3 説明資料

- |   |
|---|
| (1) 指定管理者候補者選定要領 (資料-1) . . . P 1               |
| (2) 別紙 指定管理者候補者選定審査評価表標準型 (資料-2) . . . P 3      |
| (3) 指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針 (資料-3) . . . P 5 |
| (4) 指定管理者候補者選定審査の単位 (資料-4) . . . P 6            |

# 資料一 1

## 指定管理者候補者選定要領

### (趣旨)

第1 この要領は、市の公の施設の指定管理者の指定に当たり、公募に応じ指定申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という。）の中から指定管理者候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### (審査員)

第2 申請者の中から指定管理者の候補者を選定するため、審査員を置く。

2 審査員は、公の施設を所管する部等の職員のうちから市長が命じた者及び職員以外の者で市長が委嘱したもの（以下「審査員」という。）をもって充てるものとする。

### (選定の基準)

第3 選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置目的に合致した管理運営が行われること。
- (2) 市民の平等な使用が確保されること。
- (3) 施設の効用が最大限に発揮されること。
- (4) サービスの向上が図られること。
- (5) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。
- (7) 個人情報が適正に管理されること。

### (審査の方法)

第4 審査は、第3に規定する基準に基づき施設ごとに定める「公の施設の指定管理者候補者選定審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査により、各審査員が5段階評価により各項目0点から4点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に各項目毎にあらかじめ定める掛け率を掛け、審査点を算定するものとする。

2 評価表の標準型は、別紙のとおりとする。

3 評価表は、施設の設置目的や機能の特性に応じ、掛け率を変更し、又は小項目を追加若しくは削除することがある。

4 評価表の策定に当たっては、あらかじめ職員以外の審査員の意見を聞くものとする。

### (選定の方法)

第5 第4の審査の結果から、各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。ただし、いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。

2 前項の場合において、各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

3 前項の場合において、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における職員以外の審査員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理

## 第一回審査

者候補者とする。

### 審査実績評価基準評定表

4 前項の場合において、評価表の大項目(4)及び(5)の項目における職員以外の審査員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって指定管理者候補者を決定するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は、失格とする。

#### (評価表の公表)

第6 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

#### (審査の公開)

第7 審査は、聴き取りによる審査に限り公開で行うものとする。

#### (選定過程の確認)

第8 第5の選定までの手順、審査内容等については、審査終了後に盛岡市行財政構造改革推進会議の確認を得るものとする。

#### (選定結果等の公表)

第9 選定結果は申請者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

#### (庶務)

第10 選定に関する庶務は、指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する課等において処理する。

## 資料-2

## 指定管理者候補者選定審査評価表標準型

## I 書類審査

大項目	審査項目（中項目）	審査の視点（小項目）	掛け率	評価点	審査点
(1) 設置目的に合致した管理運営が行われること。	(1)-1 設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定	・基本方針が施設の設置目的に合致しているか。	1.0		
(2) 市民の平等な使用が確保されること。	(2)-1 市民の平等な使用の確保	・一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。（地域住民、地域外住民等…）	1.0		
(3) 施設の効用が最大限に発揮されること。	(3)-1 施設効用の最大化	・事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。 ・施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか。	1.5 1.5		
(4) サービスの向上が図られること。	(4)-1 利用者に対するサービスの向上	・自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか。 ・利用者への応接等の職員研修は計画しているのか。 ・利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 ・管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	3.0 1.0 3.0 1.5		
	(4)-2 その他施設運営	・施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられているか（市民との協働の視点があるか）。 ・季節や天候に柔軟に対応できるか。（除雪等） ・自主事業開催時に日常管理運営業務に支障が出ない体制となっているか。 ・緊急時対策や防災対策はとられているか。（標準書の整備や職員の指導等…）	3.0 1.0 1.0 1.0		
(5) 管理に係る経費の縮減が図られること。	(5)-1 管理に係る経費の縮減	・市の算定経費に対する縮減程度はどのくらいか。また、現実的な経費見積りがなされているか。 ・市の経費算定項目と比較して相違等があるか。また、その影響度合を把握し、運営に支障が生じない対策を講じているか。 ・経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	3.0 1.5 1.5		
(6) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。	(6)-1 人の能力	・仕様書に基づいた職員配置となっているか。 ・職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	1.5 1.3		
	(6)-2 物的・経営的能力	・施設の管理運営の実績はどうか。（公的施設、他の施設…） ・法人・団体としての施設管理の体制はどうか。（施設現場に対する管理部門の支援体制等…）	1.3 1.3		
(7) 個人情報が適正に管理されること。	(7)-1 個人情報の管理	・個人情報保護の管理体制はどうか。（職員への周知、書類の保管、利用の適正…）	1.0		
小計（A）					

## II 聴き取りによる審査

大項目	審査の視点（小項目）		掛け率	評価点	審査点
(1)(2)(3)(4)(5)	① 今回応募した動機はどのようなものか。		1.0		
(1)(2)(3)(4)	② 施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか。		1.0		
(4)(5)	③ 収支予算を計画するにあたって、経費の算定（縮減の工夫）をどのようにしたか。		1.5		
(4)(6)	④ 施設管理業務における安全・衛生管理対策はどのようなことを考えているのか。		1.0		
(6)	⑤ 人員の確保及び人材の育成をどのように行うのか。		1.3		
(1)～(7)	⑥ その他、事業者としてアピールしたい点について。		1.0		
小計 (B)					
合計 (A) + (B)					

## 注1) 採点基準について

- 4点 特に優れている  
3点 やや優れている  
2点 標準  
1点 やや劣っている  
0点 特に劣っている

## 注2) 掛け率について

- ・最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するものか否かを判断する項目のうち、特に優先される項目 3.0
- ・最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するものか否かを判断する項目 1.5
- ・安定した経営能力を判断する項目 1.3
- ・施設運営を行う者として、また個人情報を取り扱う者として基本的な管理義務であり、全体の評価に対する重きを置くべきではない項目 1.0

## 資料－3

### 指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針

#### (審査員の構成等)

- 第1 審査員は、一の施設について、職員1名に対して職員以外の者（以下「外部審査員」という。）を3名置くことを基本とする。
- 2 一体管理を行う施設の審査等のため、職員の審査員を2名以上置く必要がある場合は、上記の基準に職員の審査員1名あたり外部審査員を1名増員するものとする。
- 3 職員の審査員は、原則として当該施設の所管課長をもって充てる。
- 4 審査は、2名以上の外部審査員が欠席した場合には、実施しない。

#### (審査員の業務の範囲)

- 第2 市が、施設ごとにあらかじめ定めた指定管理者候補者選定審査評価表に基づいて、各審査員は、書類審査及び聴き取りによる審査を行うものとする。
- 2 聽き取りによる審査の際には、市があらかじめ定めた質問項目のほか、各審査員は定められた時間の範囲内で自由に質問して良いものとする。
- 3 審査点の集計及び公表用の審査講評等の作成は、当該施設の所管課が行う。

#### (その他)

- 第3 指定管理者への申請を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者には、審査員は委嘱しない。
- 2 審査員には、審査の終了までの間、申請を予定している団体等との接触を極力控えるよう要請する。
- 3 審査員には、個人情報保護及び申請者の競争上の地位の保護等に配慮した対応を要請する。
- 4 審査員の氏名は、審査後に審査結果と併せて公表するものとする。

資料-4

指定管理者候補者選定審査の単位

1 地区活動センター

単位数：2 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
1	緑が丘地区活動センター	市民活動推進課	職員1 外部審査員3
2	山岸地区活動センター		

2 もりおか女性センター

単位数：1 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
3	もりおか女性センター	男女参画国際課	職員1, 外部審査員3

3 墓園

単位数：1 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
4	新庄墓園 青山墓園	環境企画課	職員1 外部審査員3

4 余熱利用健康増進センター

単位数：1 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
5	余熱利用健康増進センター	クリーンセンター	職員1, 外部審査員3

5 福祉施設のグループI

単位数：18 部1 課3

No.	施設名	所管課	審査員の構成
6	身体障害者福祉センター	障害福祉課	
7	つなぎ老人憩いの家		
8	西青山老人憩いの家		
9	高松老人憩いの家	高齢福祉課	
10	山岸老人憩いの家		
11	軽費老人ホーム【けやき荘】 太田老人福祉センター		
12	母子生活支援施設【かつら荘】		
13	青山児童センター		
14	大新児童館		
15	杜陵児童センター		
16	みたけ児童センター		
17	城西児童センター	児童福祉課	
18	河北児童センター		
19	高松児童センター		
20	月が丘児童センター		
21	手代森児童センター		
22	湯沢児童センター		
23	愛宕山老人福祉センター	高齢福祉課	

## 6 福祉施設のグループⅡ

単位数：4 部1課3

No.	施設名	所管課	審査員の構成
24	地域福祉センター (センター・身障デイ・老人デイ)	障害福祉課 高齢福祉課	
25	仙北老人福祉センター 仙北児童センター	高齢福祉課 児童福祉課	職員2 外部審査員4
26	北松園老人福祉センター 北松園児童センター	高齢福祉課 児童福祉課	
27	上堂老人福祉センター 上堂児童センター	高齢福祉課 児童福祉課	

## 7 乙部老人福祉センター・乙部運動広場

単位数：1 部2課2

No.	施設名	所管課	審査員の構成
28	乙部老人福祉センター 乙部運動広場	高齢福祉課 生涯学習 スポーツ課	職員2 外部審査員4

## 8 勤労者福祉施設のグループ

単位数：4 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
29	中央通勤労青少年ホーム		
30	勤労福祉会館		職員1 外部審査員3
31	都南勤労福祉会館		
32	中高年齢者勤労福祉センター〔サンライフ盛岡〕		

## 9 観光文化交流館・てがみ館

単位数：2 部2課2

No.	施設名	所管課	審査員の構成
33	観光文化交流館〔観光文化交流センター〕 観光文化交流館〔もりおか啄木・賢治青春館〕	観光課	職員1 外部審査員3
34	てがみ館	文化課	

## 10 牧野

単位数：1 部1課1

No.	施設名	所管課	審査会の構成
35	区界牧野 岩神牧野	農政課	職員1 外部審査員3

## 11 駐車場のグループ

単位数：2 部2課3

No.	施設名	所管課	審査員の構成
36	盛岡駅前自転車駐車場	道路管理課	職員1, 外部審査員3
37	岩手公園地下駐車場 マリオス立体駐車場 盛岡駅西口地区駐車場	都市計画課 市街地整備課	職員2, 外部審査員4

## 12 都市公園

単位数：2 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
38	岩手公園	公園みどり課	職員1 外部審査員3
39	高松公園		

### 13 スポーツ施設のグループ

単位数：10 部1課1

No.	施設名	所管課	審査員の構成
40	市営野球場 太田橋野球場		
41	都南体育館 飯岡体育館 乙部体育館		
42	アイスアリーナ		
43	総合プール 高松プール 都南中央公園プール		
44	武道館 弓道場	生涯学習 スポーツ課	職員1 外部審査員3
45	屋内ゲートボール場		
46	太田スポーツセンター・太田テニスコート 網取スポーツセンター		
47	盛岡南公園球技場		
48	松園運動広場		
49	東中野運動広場		

\*審査のグループは、外部審査員選任の過程において、細分化される場合があるものであることを示す。